

福岡市認可外保育施設児童支援事業 （「保育従事者等研修事業」）のご案内

令和6年3月作成

1 保育従事者等研修事業の概要

認可外保育施設に入所している児童の健全育成のため、保育や調理に従事している職員に市が指定する研修を行い、職員が研修に参加した場合に、その職員の代替雇用費等研修参加にかかる費用の一部を助成します。

2 事業の対象施設

「保育従事者等研修事業」対象施設は、市に届出等を行っている全ての認可外保育施設です。

3 助成の対象者

認可外保育施設で、保育業務又は調理業務等に従事している職員です。

4 補助対象経費及び補助額

市が指定する対象研修（年8回実施）に参加した場合1人当たり**6,250円**を助成します。（研修は8回実施しますが、企業主導型保育所の場合、児童育成協会からの運営費のなかに2回分の研修費用が含まれているため、市からの補助は最大6回分となります。なお申請された参加回数以内での補助となります。）

ただし、補助対象職員は1施設当たり1回の研修につき1名とします。

※ 対象研修（年8回実施）の詳しいご案内は、それぞれの研修前に送付します。研修の年間計画は、別紙をごらんください。

5 交付申請書の申請期間と申請書の提出

（1）申請期間及び補助対象期間

- ①申請期間（第1回研修会～）：4月30日まで
- ②申請期間（第2回研修会以降）：各研修会開催日の14日前まで

（2）申請書類

別紙、交付申請依頼文、参照。

6 補助金交付の決定

補助金を交付することを決定した時は、決定通知書（＝様式第9号）でお知らせします。

7 報告書の提出（※報告書の提出については、全8回の研修会終了後にお知らせします。）

交付申請をした施設は、実績報告書（＝様式第10号）を事業実施年度に開催される全ての補助対象研修が完了した日から30日を経過した日までに提出して下さい。

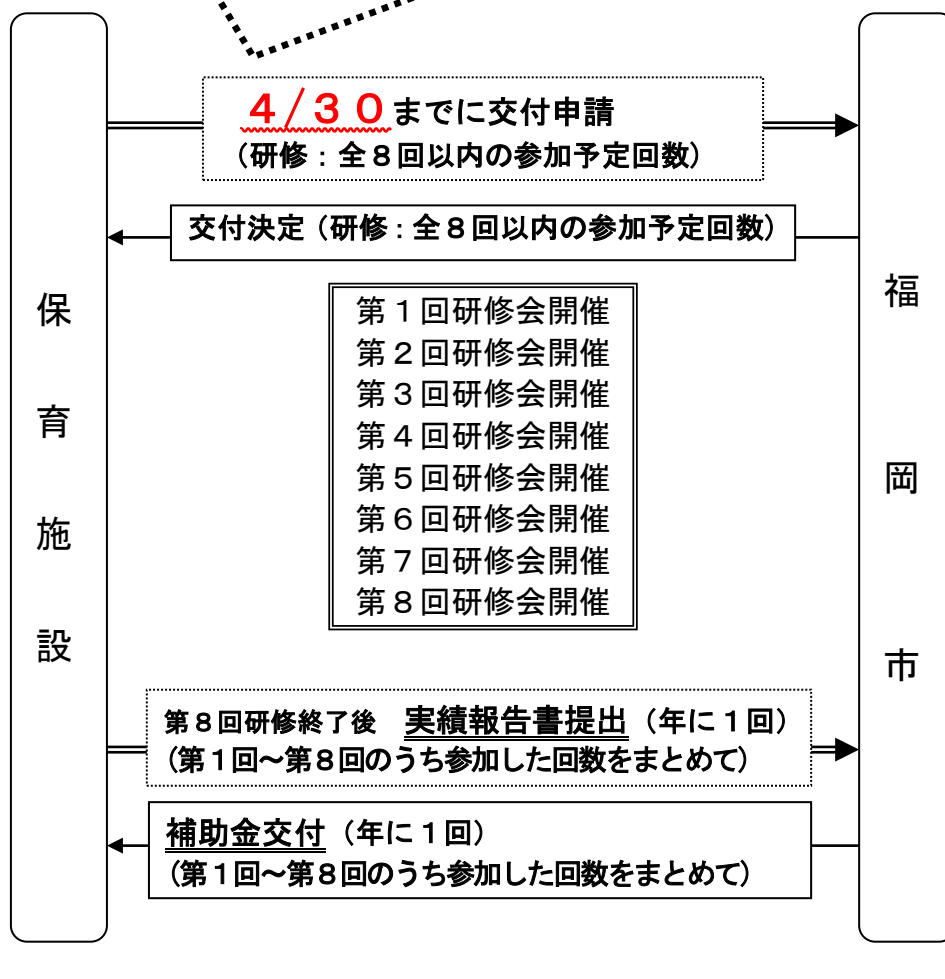
※実績報告書の提出は、全ての補助対象研修が完了した後1回のみの提出となります。

8 補助金の交付 ※交付申請者名義の銀行口座へ振り込みます。

実績報告書に基づく確定通知後、補助金交付となります。

<保育従事者等研修事業補助金の基本的な流れ>

1回目の研修に参加しない施設も4/30までに年間分の申請をしてください。



※当初の交付申請（第1回研修会から）の提出締切は、4月30日です。

それ以降の交付申請（第2回研修会から）の提出締切は、各研修会の14日前です。

今年度、新設した施設以外は、4月30日までに提出ください。

(問合わせ先)

幼児教育・保育事務センター

TEL 092-707-3320

(提出先)

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1

福岡市こども未来局子育て支援部保育支援課

TEL : 711-4596 FAX : 733-5718

メールアドレス : hoikushien.CB@city.fukuoka.lg.jp